平成２８年（フ）第７８２号
京都市右京区梅津前田町11番地　シャトー嵐望208
債務者　浅田　素男
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７８３号
京都市右京区梅津前田町11番地　シャトー嵐望208
債務者　浅田　升美
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７９３号
京都府八幡市八幡小松46番地　２―305
債務者　木村　英樹
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３０４号
兵庫県高砂市曽根町1119番地の８
債務者　東山　由美
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３０５号
兵庫県高砂市曽根町1119番地の８
債務者　東山　元気
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３１４号
兵庫県姫路市北平野２丁目13番11号　ハイネス北平野Ａ101号、従前の住所兵庫県神崎郡市川町屋形1043番地の33
債務者　山田　輝夫
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３３２号
兵庫県姫路市大津区長松171番地10
債務者　植田小百合（旧姓吉冨）
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３３７号
兵庫県姫路市保城783番地８
債務者　中島　豊子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３３９号
兵庫県加古川市加古川町粟津596番地の１ニューマリッチ加古204号、従前の住所兵庫県高砂市米田町米田1160番地の10
債務者　守本慶子こと　金　　慶子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３５５号
広島市安佐南区東原２丁目６番25―10号
債務者　森生　真弓
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９５号
広島市佐伯区八幡４丁目２―37―６―101、住民票上の住所広島市西区竜王町８番１―407号
債務者　中村　江里
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５０２号
広島市安佐南区中筋２丁目３番４―401号
債務者　吉田　邦子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３８号
広島市佐伯区五日市１丁目５番28号　１―Ｂ号
債務者　田畑　博範
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９６４号
福岡市博多区美野島１丁目６番22―603号
債務者　松崎　理加
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１４５号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目15番30号　ベルメゾン105号
債務者　原　　博之
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１４６号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目15番30号　ベルメゾン105号
債務者　原　麻夕美
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１６７号
福岡市早良区干隈５丁目19番17号
債務者　奥山　民雄
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２０５号
福岡市東区和白１丁目４番８―103号
債務者　佐藤　隆之
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部